

鍼灸・マッサージ療養費に係る 支給申請書等の提出について

1 療養費支給申請書の提出

提出締切 毎月10日（締切日が土日祝休日のときは直前の平日）の午後5時必着。
※消印有効ではありません。

提出方法 次の場所に郵送又は持参してください。ただし、期限に間に合わなかった場合は翌月分として受付とします。

提出先 〒600-8411

京都市下京区烏丸通四条下水銀屋町620番地COCON烏丸5階

京都府後期高齢者医療広域連合業務課

（受付時間：午前8時30分から午後5時まで）

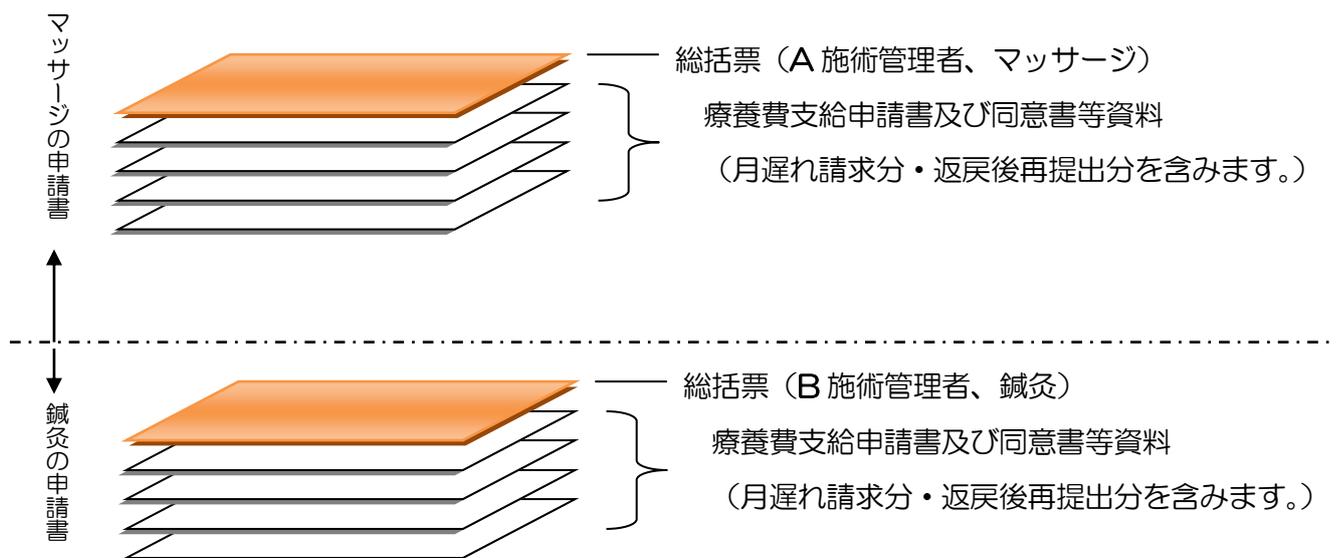
2 申請に必要な書類

(1) 総括票

療養費支給申請書を提出するときは、施術管理者ごと、施術区分（鍼灸又はマッサージ）ごとにそれぞれ総括票を作成し、申請件数、金額等を記載してください。

なお、総括票には月遅れ請求分や返戻後再請求分等も含めてください。

【編綴方法（例）】



(2) 療養費支給申請書

1箇月に複数の施術師が1人の被保険者に対して施術した場合、往療内訳表に全ての施術師とその施術日を記載してください。

(3) 添付書類

同意書・・・医師の同意書の有効期間は次のとおりです。

同意区分	有効期間
鍼灸	6 箇月（同意日又は初療日が月の 15 日以前の場合は <u>5 箇月後の末日</u> 、16 日以降の場合は <u>6 箇月後の末日</u> ）
マッサージ(変形徒手矯正術なし)	
変形徒手矯正術	同意日又は初療日の 1 箇月後
マッサージと変形徒手矯正術の両方	同意日又は初療日の 1 箇月後（その後、マッサージのみ施術する場合は、この表の上段の期限まで）

なお、同意書の添付や申請書類の並べ方は以下のとおりとします。

月	同意日	施術可能日	同意書の添付等		往療内訳表	施術報告書
			鍼灸 又は マッサージ	変形徒手 矯正術		
1 箇月目	5 日同意 ・初療 (注 1)	5～末日	原本	原本	往療があれば添付	
2 箇月目		1～末日	不要 (注 1・2)	原本	往療があれば添付	
3 箇月目		1～末日	不要 (注 1・2)	原本	往療があれば添付	
4 箇月目		1～末日	不要 (注 1・2)	原本	往療があれば添付	
5 箇月目		1～末日	不要 (注 1・2)	原本	往療があれば添付	
6 箇月目		1～末日	不要 (注 1・2)	原本	往療があれば添付	写しを添付(注 3)

注 1 初療日が同意日から 1 箇月以上経過している場合は、初療日ではなく同意日から期間を計算します。

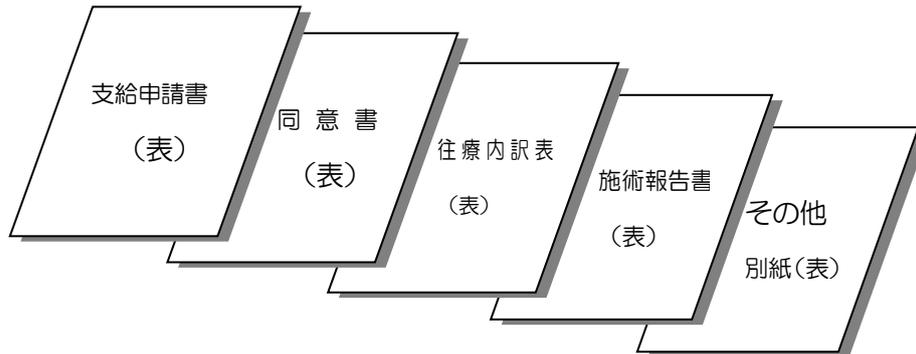
注 2 同意書の添付は不要ですが、従来通り同意書の写しを添付しても差し支えありません。ただし、添付の有無にかかわらず、支給申請書の同意記録欄に同意内容を記入してください。

注 3 再同意に係る施術報告書の写しは、施術報告日の属する月と施術月が同一月となるように提出してください。また、施術報告書交付料が算定できるのは、上の例の場合、6 箇月目以降となります。

○申請書類の並べ方

※ホチキスや糊付けは不要です。

糊付けせず表向きに重ねて並べる



3 公費

被爆者一般医療等の公費負担医療と後期高齢者医療を併用する被保険者の場合、受給者証を確認のうえ、支給申請書の公費負担者番号欄及び公費受給者番号欄を記入してください。

4 往療料

往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家へ赴き、施術を行った場合に支給が可能です。

※同一住所の往療先にて、複数人の施術をした場合の往療料の請求は一人分のみです。

- ・鍼灸…往療内訳表の往療を必要とする理由を記入してください。
- ・マッサージ…医師が、同意書に、往療必要性の有無及び往療すべき理由を記載する必要があります。往療内訳表の往療を必要とする理由については同意書と同一内容のものを記入してください。

なお、片道 16km を超える往療がなされた場合は、往療料のみならず、施術料等を含めすべてが支給対象外となります。

5 様式

申請に必要な総括票、療養費支給申請書、同意書等は、厚生労働省の定める様式（「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」に

示す様式)をご利用ください。また、当広域連合ホームページに掲載する様式でも申請できます。
(当広域連合事務所にも備えています。)

6 社会保障・税番号制度に係る個人番号(マイナンバー)について

平成28年1月以降、公的医療保険分野においては社会保障・税番号制度に係る個人番号(マイナンバー)の利用が開始されますが、個人番号は極めて重要な個人情報であり、秘匿性を確保する必要があることから、法令により個人番号を利用(収集・蓄積・提供)できるのは国や地方公共団体等に限定されています。

そのため、鍼灸・マッサージに係る療養費支給申請において、施術師が被保険者に対して支給申請書への個人番号の記載を求めたり、施術師が代筆したりすることのないようお願いします。また、当広域連合が定める鍼灸・マッサージに係る療養費支給申請書の様式に個人番号記載欄の追加は行いませんので、団体等の独自様式についても個人番号記載欄を追加しないでください。

7 療養費の支給に係る取扱い、施術単価(国通知)等

下記の取扱いを順守し、施術を行い、料金を算定し、その1割・2割・3割(1円未満の端数は四捨五入)いずれかの支払を被保険者から受け、適正に支給申請書を提出してください。不当・不正な請求があった場合は返還請求を行うとともに、受領委任の取扱いの中止、刑事告訴、実名を含む報道発表を行うことがあります。

- ・ 療養費の取扱い(Q&A)について(厚生労働省ホームページ):
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/03.html>
- ・ 療養費の改定等について(厚生労働省ホームページ):
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/01.html>
- ・ 参考書籍:
「療養費の支給基準」(社会保険研究所発行)

その他、不明な点がありましたら提出前にお問い合わせください。